高校 67.7%，平成 28 年：小学校 59.2%，中学校 58.2%，高校 66.6%）。

（４）我が国の子供の読解力は，国際的に見て上位となっている一方で，直近の 2015 年調査では 2012 年調査と比較して読解力の平均得点が有意に低下している（2006 年調査：498 点・12 位／30 か国，2009 年調査：520 点・５位／34 か国，2012 年調査：538 点・１位／34 か国，2015 年調査：516 点・６位／35 か国）。

Ⅱ　子供の読書活動を取り巻く情勢の変化

１　学校図書館法の改正等

平成 26 年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 93 号。以下「改正法」という。）が成立し，専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに，学校司書への研修等の実施について規定された。加えて，改正法附則第２項において「国は，学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み，･･･（略）･･･学校司書としての資格の在り方，その養成の在り方等について検討を行い，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。

これを踏まえ，文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において，学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ，平成 28 年 10 月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」が取りまとめられた。

これを受け，文部科学省において，学校図書館の整備充実を図るため，学校図書館の運営上の重要な事項について，教育委員会や学校等にとって参考となるよう，その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で，それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成した。

また，平成 20 年６月に図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）が改正され，学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図書館が行う事業に追加，図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備，司書及び司書補の資格要件の見直し，文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われた。

平成 24 年 12 月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」[5]（以下「望ましい基準」という。）に対する各公立図書館の対応等については，平成 27 年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」[6]（文部科学省）を行い，平成 28 年３月に報告書が取りまとめられた。

２　学習指導要領の改訂等

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日）においては，全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに，言語能力を向上させる重要な活動の一つとして，読書活動の充実が求められている。

この答申を踏まえ，学習指導要領等が改訂され，平成 29 年３月 31 日に幼稚園教育要領，小学校及び中学校学習指導要領が公示され，また，平成 30 年３月 30 日に高等学校学習指導要領が公示されたところである。

小学校，中学校及び高等学校の新学習指導要領においては，言語能力の育成を図るために，各学校において必要な言語環境を整えるとともに，国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて，言語活動を充実することや，学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り，児童生徒の自主的，自発的な読書活動を充実することが規定されている。

また，新幼稚園教育要領では，引き続き，幼児が絵本や物語等に親しむこととしており，それらを通して想像したり，表現したりすることを楽しむこと等としている。

[5] 平成 20 年６月の図書館法改正のほか，社会の変化や図書館に対する新たな課題への対応の必要性を受け，従来の「望ましい基準」が全部改正された。

[6] 生涯学習の視点から全国の公立図書館の実態を調査。事業の実施等に関する基本的な運営の方針の策定，適切な指標の選定・目標の設定，事業計画の策定という体系的な図書館の管理運営，点字資料・録音図書の提供や障害者サービス担当者の配置等について対応が望まれる実態が明らかになった。